

「外国人就労許可審査における原則と条件についての 雇用局規則（第二号）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)外国人就労許可審査における原則と条件についての雇用局規則(第二号)

前文省略

第一項

本規則を「仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)外国人就労許可審査における原則と条件についての雇用局規則(第二号)」と呼ぶ。

第二項

本規則は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二〇〇二年七月一五日]

第三項

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)外国人就労許可審査における原則と条件についての雇用局規則の第六項を廃止し、以下に換える。

「第六項

相当の事由がある時、局長または局長が委任した係官、あるいは登記官は、以下の形態にある外国人に対し、第五項の内容に基づく外国人数の制限を適用せずに、労働許可書の発行、労働許可書の延長、職種変更許可、就労地域・終了場所の変更許可を審査することができる。

- (一) 商品規格の検査、商品購買、商品市場調査に訪れる国際貿易事業における代表
- (二) 投資、経営、テクニク・テクノロジー、社内監査面での時々の顧問業務
- (三) 外国人をタイ国内観光させる観光事業の代表
- (四) 責任政府機関から保証を受けた国際金融機関
- (五) 臨時的な雇用形態を有し、利益を追及しない、または国に収入をもたらすか総じて社会に利益をもたらすエンターテイメント、娯楽、演奏宗教、社会福祉、文化、スポーツ、教育事業
- (六) 外国人の数とその氏名、地位を示した政府機関または国営企業からの保証書のある外国人就
職斡旋
- (七) 大部分においてタイ国内の原料使用をもたらす、もしくは外国からの原料輸入を減らすことができ
る業務
- (八) タイ製品輸出を支援する業務
- (九) タイ人に公開し、技術移転するために、タイ人ではできない技術を導入した業務
- (一〇) タイ人でも可能だが、タイ国内の労働市場の需要を満たすに至っていない業務
- (一一) 居住証明書または外国人証明書をもって王国内に居住地を有する
- (一二) 合法に婚姻届をし、夫婦としての生活を公然と送り、反社会的でない職業を営む、タイ人の配
偶者

権限を有する者が審査し、許可した時、翌月の一五日までに労働・社会福祉大臣に報告する。

第四項

本規則の施行日前に担当有漢が受理していた申請は本規則に従う。

(おわり)